会社が採り得る選択肢は? 開催可否の判断ポイントと開催方針・工夫

中島経営法律事務所 弁護士 原 正雄

Hara Masao

新型コロナウイルス感染が拡大するなか、2020年2月20日、厚生労働省がイベントの自粛を要請するメッセージを発表した(イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ)。3月26日には東京都など1都4県の知事がイベント自粛を求める共同メッセージを発表した。これから株主総会シーズンが到来する。本稿では株主総会を開催すべきか、自粛か、延期か。開催するとしても、安全確保のための工夫とはどのようなものが考えられるか、以下解説する。

4 株主総会の開催

1 自粛の可否

新型コロナウイルスのリスクを避けるに は、株主総会を自粛するのが一番である。

しかし、総会の自粛は難しい。総会を開催 しないと決算が確定せず、配当ができない。新 任役員も選任できず、従業員の人事も止まる。 よって、総会を開催しないことはあり得ない。

2 バーチャルオンリー型株主総会

取締役は善管注意義務の一環として株主や 従業員の安全に配慮すべき義務を負っている (会社法330条、民法644条)。総会の場で新型コ ロナウイルスの感染が広がることは避けなけ ればならない。どうすべきか。

2020年3月13日、アメリカの投資家ウォーレン・バフェット氏が率いるバークシャー・ハサウェイ社は、新型コロナウイルスへの対策として株主が出席しない「無人」の総会をインターネット上のみで開催すると発表した(日本経済新聞電子版2020年3月13日)。「バーチャルオンリー型株主総会」である。

総会をインターネット上でのみ行う方法は、アメリカではデラウェア州を始め多くの州が認めている。アイルランド、イギリス、カナダ、スペイン、デンマーク、ニュージー

ランド、南アフリカも認めている(第197回国会法務委員会第2号・松平浩一委員発言2018年11月13日)。日本でも同様に、総会をインターネット上でのみ開催し、株主の出席は一切不要とする方法を採用できないか。

残念ながら日本では「バーチャルオンリー型株主総会」は難しい。会社法が総会の「場所」を定めるとしており(会社法298条1項1号)、実際に集まることを前提としているからである(第197回国会法務委員会第2号・法務省民事局長見解2018年11月13日)。

3 ハイブリッド型バーチャル株主総会

ここで注目すべきは「ハイブリッド型バーチャル株主総会」、すなわち、株主が集まる実際の総会を開催しつつ、同時にインターネット中継する方法である。実際の総会を開催するので、会社法には抵触しない。これは、2020年2月26日に経済産業省が「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」で紹介したものである。

同ガイドは2018年以来の議論に基づくものであり、新型コロナウイルス対策が目的ではない。しかし、この方法であれば、株主をインターネット参加に導いて実際の出席者の数を減らし、感染リスクを低減できる。

この方法はすでにIT企業などが導入して

いる。さらに富士ソフト株式会社では2020年3月13日,実際の総会を中継するにとどまらず,インターネットを通じてリアルタイムで質疑応答や議決権行使ができる「出席型」の総会を実施した。159名が来場し,11名がインターネット出席であったとのことである。

なお、双方向性と即時性が確保できるならば、役員が来場せず遠隔参加することも可能と解する(会社法施行規則101条3項1号参照)。たとえば、今年3月は役員が総会にインターネット等で遠隔参加した企業もあった。株式会社ガイアックスでは役員は来場せずオンラインで総会に参加した。日華化学株式会社は社長が新型コロナウイルスに感染したため、一部の役員が音声会議システムを通じて総会に参加した。

重延 期

総会をインターネット中継したとしても、 株主が出席を希望すると原則として拒否でき ないため、新型コロナウイルスのリスクは残 る。また、直前に会場予定施設が使用中止と なることもあり得る。仮に首都が封鎖されれ ば総会も開催できない。そこで、開催を延期 できないかが問題となる。

1 会社法と定款

総会の開催時期について会社法は「定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない」と定めるだけである(296条1項)。同条文上、総会を延期することに問題はない。

なお、定款に総会の開催月を定めている企業は多い。しかし、法務省はそうした定款の定めがある場合でも、新型コロナウイルスを理由とする延期は定款に違反しないとの見解を公表している(法務省「定時株主総会の開催について」、2020年2月28日、3月13日更新)。

2 基準日

(1) 配当への期待

問題となるのが基準日である。多くの企業は定款で基準日を定め、同日の株主に配当を付与する。上場企業では、基準日までは「配当を受ける権利」があるものとして株価が形成される。基準日後は「配当を受ける権利」が失われ、株価がその分下落する(権利落ち、配当落ち)。投資家は基準日に「配当を受ける権利」を確保したと考え、基準日後の株価下落を見越して株を手放すかどうかなどの投資判断をする。

総会を延期すると基準日を決めなおす必要が生じる。基準日は3カ月が経過すると効力を失うからである(会社法124条2項)。定款上の基準日株主は配当を受けられない。法務省の前記見解も、定款上の基準日株主は配当を受けることができず、新たな基準日株主が配当を受ける旨を記載している。

厳密には「配当を受ける権利」は、配当に 関する総会決議を経て初めて発生する。定款 上の基準日株主が有するのは、配当への期待 である。とはいえ、基準日は、会社の根本規 範たる定款で定めたものである。定款上の基 準日株主こそが配当を受けるべきとの期待は 軽視してよいものではない。安易に基準日を 変更すると、経済的利益への期待が侵害され たとして株主が会社や役員を訴える可能性も 否定できない。

(2) 東京証券取引所の注意喚起

過去には基準日を変更して総会を延期した 実例もある。株式会社ジー・テイストは 2011年3月の東日本大震災で被災したため、 同年5月16日、6月開催予定の総会を7月 29日まで延期すると公表した。基準日も3月 末日から5月末日に変更した。ただ、当時は 株主が配当を期待できる状況ではなく、実際 も無配という事情があった。 2020年3月24日,東京証券取引所は,新型コロナウイルス対策で基準日が変更されて定款上の基準日株主が配当を受けられない事象が生じる可能性があるとの注意喚起を公表した。事前に予告することで,今後,基準日を変更した企業の責任が問われないようにとの配慮と解する。

ただ、この注意喚起は権利落ち日まで残り 4日であったこともあり、批判も多いとある (日本経済新聞電子版2020年3月25日)。この注 意喚起で訴訟リスクが消えたと言えるかは、 さらに慎重な検討が必要である。

3 小 括

以上のとおり総会の延期は基準日の問題が 大きい。定款上の基準日株主が有する配当へ の期待は軽視できない。とはいえ今後,新型 コロナウイルスがさらに広がる事態もあり得 る。その場合は株主や従業員の安全を守るた め、延期を決断すべきである。危機感が社会 で共有されれば、基準日変更の訴訟リスクは 減少する。首都封鎖に至れば尚更である。

残る問題はいつまで延期すべきかである。 これはその時点での見通し次第である。

₩続会

新型コロナウイルス問題で決算処理が間に合わない場合などは、継続会での対応も可能である。継続会とは、総会を開催してすぐに休止し(または一部だけ審議し)、残りの審議は後日行うものである。後日の審議は当初の総会と一体なので、基準日の変更は不要である。たとえば株式会社 FHT ホールディングスは、新型コロナウイルス問題で中国子会社の決算手続が完了しないとして2020年3月26日開催の総会を継続会とした。

継続会とするには総会で株主の過半数の賛成を得る必要がある(会社法317条)。そのため、招集通知に継続会とする旨と日時や場所

は取締役会で決める旨を記載する。招集通知 が間に合わない場合、総会で議長が継続会の 動議を出す。

なお、継続会は当初の開催日から2週間以内に開催すべきとの見解もある(経済産業省「当面の株主総会の運営について」8頁、2011年4月)。ただ、実際は1カ月程度先の日程で開催することが多い。たとえば、以下のとおりである。

- ▶ 2019年8月16日(約2カ月先), 藤倉コンポジット株式会社
- ▶ 2019年5月30日(約1カ月先), スバル興業株式会社
- ▶ 2016年7月27日(約1カ月先), 東芝テック株式会社

新型コロナウイルス問題は特殊な事情なので、より先の日程での開催も可能と考える。

● 開催にあたっての方針と工夫

以上のとおりインターネット中継や延期,継続会をするとしても、実際の開催が不要になるわけではない。開催する以上、株主や従業員の安全を第一とする方針を打ち立てる必要がある。そのうえで、どう工夫すべきか。

1 出席者を減らすための工夫

本来,企業は株主に総会への積極的参加を 促すべきである。ただ,今回の状況では出席 を遠慮してもらうのもやむを得ない。次の工 夫が考えられる。

- ① 集中日に開催する。
- ② 妊婦や高齢者,基礎疾患等を有する株主に,自身の安全のため出席辞退を要請する。
- ③ 書面やインターネットによる事前の議決権 行使を勧誘する。
- ④ ハイブリッド型バーチャル株主総会として、インターネット参加へ勧誘する。
- ⑤ お土産は廃止する。

なお、2020年4月2日、経済産業省と法務

省は、入場する人数を制限して事実上株主が 出席しない結果となることや、事前登録した 株主を優先的に入場させる等の措置も可能で あるとの見解を公表した(経済産業省・法務 省「株主総会運営に係るQ&A」)。

2 受付での工夫

株主が来場して受付をする段階では、以下 の工夫が考えられる。

- ① 消毒液を設置し、株主に使用をお願いする。
- ② 受付の間隔を広くする。
- ③ 出席株主にマスクを配布する。
- ④ 株主の体温を測定する。サーモグラフィや 非接触型体温計は在庫がなくなるおそれがあ るので、早期に確保すべきである。
- ⑤ 一定以上の熱や咳等の症状がある株主の出席を拒絶する。

熱や咳等の症状がある株主の出席を拒絶できるか。出席拒絶は決議取消事由になり得るため、判断は容易ではない。ただ、この問題は他の株主や従業員の安全に関わる。決議取消事由になり得るとしても拒絶すべきである。たとえば37.5度以上の熱がある方は出席を断るというルールを事前に策定し、株主に周知しておく。なお、別会場があれば、そちらに案内することも検討する。

3 会場の工夫

会場内では、以下の工夫が考えられる。

- ① 座席の間隔を広げる。
- ② 会場を複数用意して株主を分散する。
- ③ マイクはスタンドに固定し、株主が手を触れないようにする。
- ④ 株主の質問用マイクは最低2本を用意し、 株主の質問が終わるごとにマイクスタンドから外して交換し、消毒する。
- ⑤ 会場のドアや窓は開放し、空気が入れ替わるようにする。

4 進行についての工夫

進行について、次の工夫が考えられる。

- ① 感染リスクを低減するため、時間の短縮に努める。
- ② 招集通知に記載している事項は、口頭での 説明を省略して「招集通知○頁に記載してお ります」と案内する。
- ③ 決議方法を個別審議方式から一括審議方式 に変更する。

5 その他の工夫

以上に加えて、以下の工夫が考えられる。

- ① 役員はマスクを着用する。ある企業では「なぜ登壇者がマスクをしていないんだ」との苦情があったとのことである(日本経済新聞朝刊19面2020年2月28日)。
- ② スタッフは、マスク、手袋を着用する。
- ③ 役員やスタッフは事前に体温を測定し、熱がある場合には出席させない。その他、体調の悪い役員やスタッフは出席させない。
- ④ 答弁担当役員が出席できない場合, 音声会議システム等を通じて株主の質問に答えられるようにする。
- ⑤ 救護室を用意する。
- ⑥ 飲料等の提供を廃止する。
- ⑦ 株主懇談会や展示会等は取りやめる。

◆ 結語

以上のとおり、株主総会の自粛は難しい。 インターネット中継をしたとしても、出席を 希望する株主を拒否することはできず感染リ スクは残る。総会を延期するとしても、いつ まで延期すべきかわからない。開催する場合 の工夫にも限界がある。

私たちは、こうした制約のなかで新型コロナウイルスのリスクと戦っていかなければならない。今後の状況次第ではバーチャルオンリー型株主総会を認めるなどの立法的措置が待たれる。